



社会保険料(国民年金保険料)控除証明書を送付します

国民年金保険料は、全額が社会保険料控除(非課税)の対象です。

年末調整や確定申告で、納付した国民年金保険料額を申告する場合は「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の添付等が必要となります。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」は、11月上旬に社会保険庁から送付されますので、申告の際まで大切に保管してください。

社会保険庁のお問い合わせ窓口は、

「控除証明書専用ダイヤル」(TEL 0570-00-9911)です。

(平成19年11月1日～平成20年3月14日、平日9:00～17:00)

控除証明書Q&A

問1. 「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」に記載されている月分以外の保険料を12月31日までの間に納付した場合は、今年分として申告できますか?

(答え) 今年分として申告できます。「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」に記載されている保険料額に、後から納付した保険料額を合算のうえ申告してください。なお、後から納付した保険料分の「領収証書」も添付等する必要があります。

問2. 家族の保険料を納付しましたが、控除の対象となりますか?

(答え) 世帯主または配偶者として、ご家族の国民年金保険料を納付した場合は、納付した方がその保険料を申告することができます。

詳しくは、お近くの社会保険事務所またはお住まいの市町村国民年金担当窓口にお問い合わせください。

大曲社会保険事務所 TEL0187-63-2294/0187-63-2295

仙北市役所市民課国保年金係 TEL43-3307

仙北市の医療費(8月診療分)

●国保

世帯数	6, 833戸
被保険者数	14, 679人
(老人保健以外)	10, 821人)
総医療費	18, 583万6千円
1人あたり医療費	17, 174円

●老人保健

加入者	5, 414人
総医療費	31, 317万1千円
一人あたり医療費	57, 845円

●福祉医療

受給者	3, 334人
個人負担への助成額	1, 666万7千円
1人あたり助成額	4, 999円